

保育園のしおり



「園庭壁画 ～子どもと動物達～」

すべては子どもたちと
その未来のために

六ツ川西保育園

横浜市南区六ツ川4丁目1157番地2

TEL 045-824-4151 FAX 045-824-4836

(災害等により固定電話不通のとき 080-3704-4151 にて通話可能)
(保育園が固定電話に出られないときも 10 回以上コールしていただければ、
上記携帯電話に繋がります)

Mail 01 : info.mutsukawanishi@suginoko.or.jp

Mail 02 : mutasukawanishi@gmail.com

URL : <https://suginoko.or.jp/mutsukawa/>



目 次

1	園の概要	1
	(1) 事業者の運営主体	
	(2) 施設の概要	
	(3) 園舎平面図	
	(4) 法人理念	2
	(5) 園目標	
	(6) 保育姿勢	
	(7) クラス編成・保育士配置定員	
	(8) 職員構成	
	(9) 休園日	
	(10) 子どもの権利条約	
2	持ちもの	3
	(1) 入園時にご用意いただくもの	
	(2) その他ご用意いただくもの	
3	園のきまり	
	(1) 登園留意次項	
	(2) 降園留意事項	4
	(3) 登園降園双方にかかる留意事項	
	(4) きょうだい児の送迎について	
	(5) 服装について	
	(6) 平日に保護者の仕事がお休みのとき	
	(7) 土曜保育の利用について	
	(8) 育児休業中における4歳児クラス以下の在園きょうだい児の保育園利用について	5
	(9) 子ども同士のトラブルにおける基本方針について	
4	保育について	
	(1) 一日の流れ	
	(2) 給食等について	
	(3) 保育園の行事	6
	(4) 保育園と保護者との連携について	
	(5) 配慮が必要となる子どもへの対応について	7
5	「ルクミー」の運用について	8
	(1) 連絡帳	
	(2) おたより	
	(3) ルクミーフォト	
	(4) ご家族の招待	
	(5) 入所に関する記録	
	(6) 健康に関する記録	
6	健康管理	9
	(1) 健康診断	
	(2) 病気のときの対応	
	(3) 予防接種後の登園について	
	(4) 与薬に対する基本姿勢	
	(5) 感染症対策について	
	(6) 登園を控えていただく事例	10
	(7) アタマジラミの駆除協力について	

(8) 治癒後登園の際に医師が記入した登園許可証明書が必要となる感染症	11
(9) 治癒後登園の際に医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要となる感染症	
(10) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応	12
(11) 完治するまで、または医師の許可が出るまでは出席停止の感染症	
(12) 送迎者または同居家族が登園許可証明書あるいは登園届が必要となる感染症に罹患したときの登降園方法	
(13) 怪我をしたとき	
(14) 嘱託医	
(15) 委託歯科医	
(16) 子どもの健康状態の急変における対応	
7 非常時の対応	13
(1) 保育時間中に大きな災害が発生した場合	
(2) 大規模地震発生時の注意情報及び警戒宣言が発令された場合	
(3) 風水害における気象警報等が発令されている場合	
(4) 地域防災拠点、広域避難場所	
(5) 不審者侵入時の事件防止と対応	
(6) 避難訓練	
8 苦情相談窓口	14
9 保育時間と利用料金	
(1) 開所時間	
(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）	
(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）	
(4) ならし保育	
(5) 利用料金	15
(6) 支払方法	16
10 個人情報及び肖像権の取扱いについて	
(1) 利用目的	
(2) 提供	
(3) 個人情報の管理	
(4) ご家庭での個人情報管理	
(5) 肖像権使用について	
(6) 個人的な写真撮影及びビデオ撮影について	
11 緊急時の連絡手段	
(1) 六ツ川西保育園緊急配信メールアドレスについて	
(2) 非常用携帯電話について	17
12 横浜市保育所児童要録について	
13 その他	
14 カスタマーハラスメントに関する方針	18
意見書（医師記入）	19
登園届（保護者記入※インフルエンザ、新型コロナウイルス以外）	20
登園届（インフルエンザ専用）	21
登園届（新型コロナウイルス感染症専用）	22

1 園の概要

(1) 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人すぎのこ福祉会
事業者の所在地	川崎市麻生区岡上1丁目15番6号
事業者の電話番号・FAX	電話番号 044-988-3415・FAX 044-987-8703
代表者氏名	瀬川 謙二郎
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 地域子育て支援拠点事業の経営 (3) 一時預り事業の経営

(2) 施設の概要

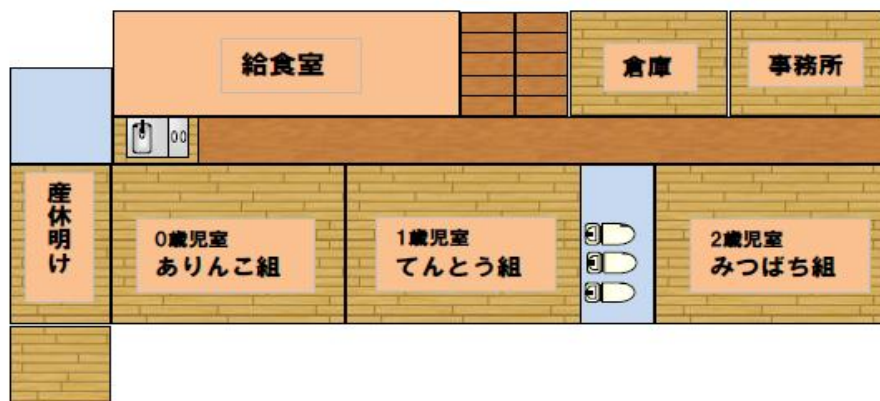
種別	保育所					
名称	六ツ川西保育園					
所在地	横浜市南区六ツ川4丁目1157番地2					
電話番号・FAX	電話番号 045-824-4151・FAX 045-824-4836 (災害等による不通のとき 080-3704-4151)					
施設長氏名	小尾 典孝					
開設年月日	平成18年4月1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	14人	15人	20人	20人	20人
取扱う保育事業	一時保育、延長保育					
事業所番号	1410051016566					

(3) 園舎平面図

2階



1階



(4) 法人理念

「すべては子どもたちとその未来のために」

当園では、「子どもにとって何が一番大切なのか?」「子どもにとってどうなのか?」
いつもこの言葉を頭に置き、子どもの姿に学びながら保育を創っていきたくと思っています。

○ポイント 『待つ保育→自分で決める』

『させるではなく自ら〇〇したくなる保育』

『言葉少なに分かりやすい言葉がけ』

『バトンタッチ—ヘルプ（助けて）が言える職員関係』

(5) 園目標

- ・元気にあそぶ子ども
- ・自分も友達も大切にできる子ども
- ・素直に気持ちを表現し、自発的に、意欲的に活動できる子ども
- ・楽しい園生活をおくり、楽しく食べる子ども

(6) 保育姿勢

- ・子どもの人権に十分配慮し、お互いに尊重する心を育てる保育をする。
- ・子どもを受容し、ひとりひとりの特性と発達をとらえて保育をする。
- ・保護者の気持ちを受けとめながら、適切な支援をしていく。

(7) クラス編成・保育士配置定員

年 齢	ク ラ ス 名	保育士配置定員
0 歳児	ありんこ組	3 名
1 歳児	てんとうむし組	3 名
2 歳児	みつばち組	3 名
3 歳児	ちょうちょ組	2 名
4 歳児	とんぼ組	1 名
5 歳児	かぶとむし組	1 名

(8) 職員構成

園長、主任保育士、保育士、保育補助、栄養士、調理員、事務員、庁務員

(9) 休園日

ア 日曜日、国民の祝日

イ 年末年始(12月29日～1月3日)

(10) 子どもの権利条約

当園は、我が国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿い、子どもの基本的人権を保障いたします。

「子どもの権利条約」-4つの柱

ア 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

イ 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

ウ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

エ 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

2 持ちもの

(1) 登園時に必要なもの

NO	持ち物	年齢						備考
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	リュック			(1)	1	1	1	2歳時後半より使用予定
2	汚れ物用袋	1	1	1	1	1	1	袋に名前を書き、レジ袋等汚れ物入れをご用意ください
3	コップ・コップ袋	(1)	1	1	1	1	1	コップは取っ手がついていて割れない物 コップ袋はコップが入る大きさの巾着袋 0歳後半より使用予定
4	水筒			(1)	1	1	1	水筒は直接口をつけられるタイプ、肩掛ストラップ付きのもの。水、お茶等 2歳時後半より使用予定
5	敷パット	1	1	1	1	1	1	週末に持ち帰り、洗濯をしてください。
6	毛布カバー	1	1	1	1	1	1	月末に持ち帰り、洗濯をしてください。 ※布団・毛布は、保育園で用意します。
7	バスタオル	1	1	1	1	1	1	夏季の昼寝用です(5月～11月に使用)
8	紙おむつ	必要によって (5～6枚位/日)						一枚ずつ記名してください (おむつサブスカービス加入者(2歳児クラスまでの希望者)は紙おむつの持参は必要ありません。)
9 着 替 え	肌着	3	3	3		2		パンツの着替えがない時は、園の新しいパンツを購入、使用します。紙おむつの着替えがない時は、3～5枚セット(サイズによる)をご購入いただきます。 ※トイレトレーニングの様子に必要な枚数をご用意ください。
	パンツ			※		2		
	シャツ類 トレーナー類	3	3	3		2		
	ズボン類	3	3	3		2		
	体拭き用タオル	1	1	1		1		

※ 衣類、靴、タオル、紙オムツなど全ての持ち物にわかりやすく名前を書いてください。

敷布団・毛布のサイズ	敷布団：120cm×70cm	毛布：115cm×85cm
*毛布カバーは毛布のサイズから3cm位の余裕をもたせてください。		
*一方は全開にしてホック止めにします。		

【持ちもの 図例】

毛布のカバー

敷パット (表)

(裏) 四隅にゴム付

ファスナーまたはスナップ止め



(2) その他ご用意いただくもの

後記する利用料金一覧表の「その他」欄をご参照ください。

3 園のきまり

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

ア 登園は、9:00までをお願いします。

イ 欠席やいつもより登園が遅くなる場合は、次のいずれかの方法でご連絡願います。

(ア) 事前にご提出いただく「登園状況確認表」に記載する。

(イ) 8:30まで「ルクミー」の連絡帳に入力する。

(ウ) 直接、保育園に電話に連絡する。(045-824-4151)

- ウ 保護者または保育園に届け出ている方が付き添って、保育園まで送ってください。
 - エ 登園したら、必ず職員に声をかけてください。
 - オ 健康状態、その他変わったことがある場合には、情報伝達ツール「ルクミー」でご連絡いただくか、担当職員に直接お伝えください。
 - カ 保護者が出張・在宅勤務、休暇等で通常の勤務先にいないときは、その都度必ず連絡先をお知らせください。
 - キ 朝夕の延長保育時間及び土曜日は、玄関より登降園をお願いします。
 - ク 登園時に検温をお願いします。
- (2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。
- ア 保護者または保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は、事件、事故を防ぐため、お断りしています。
 - イ 上記の方がお迎えに来られない場合は、「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡ください。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引渡しできませんのでご理解願います。
 - ウ 降園の場合も、必ず職員に声をかけてください。
 - エ 降園時に園庭や固定遊具で遊ぶことはできません。速やかな降園にご協力ください。
 - オ お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。
- (3) 登園降園双方にかかる留意事項
- ア 登降園時の門扉の開閉は、保護者が必ず行ってください。特に、帰りは子どもが一人で道路などに飛び出すこともありますので、十分ご注意ください。
 - イ 送迎時の車・バイク・自転車の駐停車については、近隣の方々の迷惑にならないようご協力ください。なお、当園では送迎時の駐停車場所と走行方向について、近隣住民とルールを決めています。別途配布する文書をご確認ください。
 - ウ 保育参加や懇談会を含め保育園の行事へ参加の場合、車での登降園はご遠慮ください。
 - エ 感染症対策として、保護者は原則、保育室に入ることはできません。
- (4) きょうだい児の送迎について
- 朝の送りは下のお子さんから預けてください。その際、上のおさんは乳児室には入室できません。お迎えの時は、外階段をご使用いただき、上のお子さんからお迎えください。
- (5) 服装について
- ・衣服や靴は体に合ったものをご用意ください。
 - ・汚れても良い服装で登園してください。
 - ・遊びや生活において、危険なため次のような衣類等は、禁止しています。
 - ・サンダルやクロックスのような履物
 - ・スカートやスカート付きズボン、フード付きの衣服
 - ・飾りのついた髪の毛のゴム
- (6) 平日に保護者の仕事がお休みのとき
- 保育園をご利用いただける時間は、原則として、ご家庭で保育ができない時間帯となっておりますので、保護者の仕事がお休み等、ご家庭で保育が出来るときは、ご家族で過ごす時間、ご家庭でゆっくりとされる時間を大切にしてください。なお、理由があり、仕事がお休みであっても保育園を利用されたい場合は、その理由を申し出てください。
- (7) 土曜保育の利用について
- 土曜保育は、お仕事のある日の就労及びその通勤に係る時間帯のみご利用いただけます。保育体制が通常（平日）と異なり、異年齢での合同保育を行っています。
- 職員体制を整えるために、登園人数の把握が必要となるので、事前（前月の20日まで）に「登園予定表」の提出をお願いします。また、きょうだい児の習い事や学校行事などの場合には利用できません。

(8) 育児休業中における4歳児クラス以下の在園きょうだい児の保育園利用について

育児休業期間中に4歳児クラス以下のきょうだい児の在園を継続させるためには、保育園が作成する「意見書」を区役所あてに提出することが必要となります。「意見書」を所望する場合、園長面接において、その必要性や育児休業中の保育園の利用時間等について、確認させていただきます。

保育園としては、きょうだい児の在園を継続したとしても、この期間を活かし、きょうだい児（在園児）が日中、家族と過ごす時間を持たれることをお勧めしています。

(9) 子ども同士のトラブルにおける基本方針について

保育園では日頃から細心の注意を払い、子ども同士のトラブルによる怪我防止に努めています。トラブルを未然に防ぐために環境を変えたり、子ども同士を離れさせたり等の工夫をしていますが、集団生活の中では、完全に防ぎきれないという実状もあります。

トラブルの場合、職員は双方の子どもの気持ちを代弁し、子ども同士が納得いくように努めます。なお、1歳児クラス以上にて子ども同士のトラブルによる怪我があった場合、原則として、双方の保護者に個人名を含めて経緯をお伝えします。

4 保育について

(1) 一日の流れ

時間	乳児	幼児
7:00	開園	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園	保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:15	おやつ 遊び（室内外）・散歩	遊び（室内外）・課題保育
10:00	遊び	
11:30	食事（年齢によって前後します）	食事（年齢によって前後します）
11:45		
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）	お昼寝（年齢によって前後します）
13:00		
	目覚め おやつ	目覚め おやつ
16:00	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了	保育標準時間終了
20:00	閉園	閉園

※土曜日の閉園時間は、18:30 となります。

(2) 給食等について

給食はお子さんの健全な発育および健康の維持・増進の基盤となります。また、毎日の食生活を楽しみ、食事のマナーを身につけていくということも給食の大きな目的であります。

六ツ川西保育園では、乳児・幼児とも完全給食です。当園の給食業務については、保健福祉センターの指導を受けながら、衛生面に配慮しております。

ア 提供内容一覧

	提供内容			
	午前おやつ	給食		午後おやつ
		主食	副食	
0～2歳児クラス	○	○	○	○
3～5歳児クラス	—	○	○	○

※3歳児クラス以上については、主食代（1,600円/月）及び副食代（4,900円/月）をいただいております。

イ 給食の提供

- (ア) 給食は、園内で調理し、提供します。
- (イ) 給食の内容は、和食を中心とし、季節や行事、年齢（月齢）に合わせ、様々な食体験ができるよう栄養士が献立をたてます。
- (ウ) 乳児は午前おやつ、昼食、午後おやつの3回、幼児は昼食、午後おやつの2回の食事を提供します。
- (エ) 予定献立表は月末に翌月分を情報伝達ツール「ルクミー」にて配信します。
- (オ) 献立は都合により変更することがあります。予めご了承ください。
- (カ) 保育園での食事は安全面を考慮し、原則加熱調理したものを提供します。
- (キ) 年齢に合わせ、食材を見たり触ったりする体験、調理活動、野菜の栽培及び収穫、食事マナー等の食育を行います。
- (ク) 宗教による食材の指定については、ご相談いただいた上で検討いたしますが、保育園での対応が難しい場合は、お弁当を持ってきていただきます。

ウ アレルギー対応について

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、適切な対応に努めています。

- (ア) 食物アレルギーのある（またはその疑いのある）お子さんは医師の診察を受けていただき、その医師の指示の下に給食の提供、保育を行います。
- (イ) 食物アレルギーのために給食や保育について対応が必要な場合は、医師がその指示を記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー、アナフィラキシー）』（以下『生活管理指導表』）を保育園に提出していただきます。この場合、定期的に医師の診察を受け、『生活管理指導表』をご提出ください。
また、「食物アレルギー対応票」の他、緊急時の対応が必要な場合「緊急時個別対応票」の提出をしていただきます。
- (ウ) 保育園での給食は、その『生活管理指導表』をもとに、栄養士が献立を調整します。その調整内容について、毎月、保護者・担任・栄養士で確認します。
- (エ) 保育園での対応が難しい場合は、お弁当を持ってきていただきます。

エ 給食における鶏卵の扱いについて

厚生労働省によりますと、国内における食物アレルギーは1歳未満の乳児で最も多く発生しているということと、小児期に発生する食物アレルギーのうち、最も多いものが鶏卵であるということが挙げられることから、当園では、0歳児クラスであるありんこ組で提供する食材において、鶏卵を使用しておりません。

また、アレルギーを抱えたお子さんも、皆と同じものを楽しんでほしいという観点から、1歳児クラスから5歳児クラスにおいても、極力、鶏卵の使用頻度を下げる献立にしています。

ただし、鶏卵で得られる栄養素は他の食材で補うとともに、美味しさについても十分に配慮しながら給食を手がけてまいります。

(3) 保育園の行事

保育園では、それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動と、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施しています。

また、保護者参加の行事もあります。行事を通して園生活の様子を知るよい機会になりますのでできるだけ参加をお願いします。

ア 詳細の日程につきましては、別途配布する行事予定表及び園だよりをご覧ください。

イ 行事参加の保護者には、園敷地内及び園周辺での禁煙にご協力いただいております。

ウ 緊急事態宣言等の影響で、行事の延期や中止、内容変更が行われることがあります。

(4) 保育園と保護者との連携について

保護者と保育園は常に連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。心配なこと、分からないことはいつでも担任または園長にお尋ねください。

ア 緊急時に備え、いつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号等に変更がある場合は必ずご連絡ください。また、必ず情報配信サービス「マチコミ」を登録してください。緊急時の連絡にメール配信で使用します。

イ 保育園からの連絡は、「園だより」の他、情報伝達ツール「ルクミー」、「マチコミ」等でお知らせしますので、必ず目を通してください。

ウ 保育参加をご希望の方は、お早めに日程を担当にご相談ください。給食（375円）をご用意することも出来ます。

(5) 配慮が必要となる子どもへの対応について

当園では、配慮が必要となる子どもについて、次の方針により、保育を行います。

ア 発達の課題

当園は、年齢児毎のクラスによる保育活動を基本としていますので、子どもに、発達の課題あるいは自閉症スペクトラムなどの傾向があっても出来る限り、職員がサポートをしながら、同年齢の集団の中での活動が行えるように配慮を行います。

ただし、子どもによっては、過度に活動の切り替えが不得意で痙攣を起こしやすかったり、視覚や聴覚の過敏さでクラス単位での活動が本人にとって苦痛であったり、著しい多動性や衝動性によるトラブルで本人又は他児に危険が及んでしまう等、様々な状況があります。当園では、そういった子どもの個性を尊重し、本人の日々の当園での生活が苦しいものではなく楽しいものとなるよう、次のように保育を実施いたします。

(集団への参加)

本人を無理に集団に入れることはいたしません。

本人の意向や職員の判断により、クラスでの活動とは別の保育体制を取らせていただくことがあります。また、子どもの状況によっては、同年齢のクラスとは離れた完全な個別対応とします。そういった場合は、行事への参加においても、あくまで子どもの状況によりますが、移動動物園や園内コンサートなど、集団の中にいることが困難になった場合に、その場から離れることが出来る行事は積極的に参加させるように配慮しますが、練習の積み重ねや他児との連携が必要となる行事などへの参加は、その都度、当園にて、母体集団への影響なども踏まえて、参加不参加を考慮してまいります。

いずれも本人や他児が楽しく園生活を送るということを主眼として決定いたします。

(社会性の育成)

子どもが、様々な課題を抱えながらも、その課題と向き合い、社会性を育んでいくことは大変重要なことです。

ただし、保育園の職員は、子ども毎に異なる傾向、課題を克服しながら、子ども本人の社会性を育てるための高度な専門性を有してはいませんので、各区における子ども家庭支援課の担当職員や療育センターの医師やケースワーカー、心理士などに様々な相談窓口を設けることを強くお勧めいたします。

ケースによっては、当園からご家族に、専門機関への相談を勧める場合もあります。

当園では、専門機関と連携し情報を共有し、ご家族が専門機関に相談され助言を受けた内容などを聞き取ることで、普段の保育の充実に努めてまいります。

イ 食事の課題

食事の課題については、ご相談いただいた上で、その可否を検討させていただきます。

(アレルギー)

上述した「アレルギー対応について」をご参照ください。

(味覚過敏・極度の好き嫌い)

味覚過敏や極度の好き嫌いにより、ほとんどの給食やおやつが食べられないケースがありますが、当園では無理強いして食べさせることはいたしません。

5 「ルクミー」の運用について

「ルクミー」とは、日々の連絡帳や出欠連絡、おたより等、園と保護者間の連絡や共有を行うためのスマホのアプリです。

(1) 連絡帳

- ア 連絡帳の送信は8：30までをお願いします。
- イ 欠席の場合やいつもより登園が遅れる場合は連絡帳にてご連絡ください。
- ウ 連絡帳の提出がされていない場合は連絡帳の提出をお願いする連絡をさせていただきます。
- エ 園側からの連絡帳はクラスごとで時間が異なります。なお、早いお迎え等の場合は送信の時間が前後することもあります。
- オ 連絡帳の記入項目はクラス毎に異なります。項目に沿って入力をお願いします。

NO	項目	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
1	登園・欠席	○	○	○	○	○	○	・当日お迎え時間を変更される場合は直接保育園に電話連絡をお願いします。 ・連絡欄にはご家庭での子どもの様子を入力してください。 ・体調に変化がある場合も連絡欄にて入力をお願いします。
2	お迎え	○	○	○	○	○	○	
3	連絡欄	○	○	○	○	○	○	
4	体温	○	○	○	○	○	○	
5	便	○	○	○	×	×	×	
6	ミルク	○	×	×	×	×	×	
7	授乳	○	×	×	×	×	×	
8	睡眠	○	○	○	×	×	×	
9	機嫌	○	○	○	×	×	×	
10	食事	○	○	○	×	×	×	
11	投薬	○	○	○	○	○	○	

入力の際、アプリ上に*マークがついている項目は必須項目です。入力されていない場合は、送信されません。

(2) おたより

園からのおたよりが送信されます。クラス内での重要なお知らせもおたよりにて届きますので必ず確認されますようお願いします。なお、おたよりの中には「保護者の確認通知」が必要になるものもあります。

(3) ルクミーフォト

園内で撮影した行事や保育風景の写真を閲覧・購入することができます。

写真の閲覧・購入は販売期間中のみ可能です。販売期間が終了したら、写真の掲載はなくなります。(販売期間が終了した後には、ご依頼を受けても再度の販売はいたしませんので、ご注意ください。)

データ購入した場合は、購入者だけではなく、世帯全員がダウンロード可能となります。

そのため、購入していない方も含め、世帯全員へ決済完了のメールが配信されます。詳細はルクミーフォト上の説明文をお読みください。

(4) ご家族の招待

「ルクミー」では登録した保護者以外の祖父母などの複数保護者を世帯に登録できます。

アプリ内のメニューから「保護者」を選択し、下記に表示される「+保護者追加」を選択し必要項目を入力してご家族を招待することができます。

招待された方も連絡帳の閲覧・投稿が可能になります。

(5) 入所に関する記録

「ルクミー」では登録した子どもの入所前の生活やご家族の連絡先などの情報もご提供いただいております。これらのデータを基に子ども一人ひとりに合った保育を心がけてまいります。

(6) 健康に関する記録

「ルクミー」では登録した子どもの既往歴、アレルギー疾患、予防接種記録等を管理していきます。

6 健康管理

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

項 目	対 象	内 容 な ど
園 児 健 康 診 断	全園児	年 2 回(春・秋)嘱託医が行います。
歯 科 健 診	全園児	年 2 回 委 託 歯 科 医 が 行 い ま す。
視 聴 覚 検 査	3 歳 児	年 1 回 行 い ま す。
尿 検 査	3-5 歳 児	年 1 回 行 い ま す。
身長・体重の測定	全園児	月 1 回 行 い ま す 計測後、健康の記録でお知らせします。

(2) 病気のときの対応

ア お子さんの体質等で気になっていることがある方は、担任にお知らせください。

イ 集団生活をはじめるとに当たり、予防接種等は主治医に相談しましょう。

また、予防接種を受けたときは担任にお知らせください。

ウ 病気の場合は主治医に相談しましょう。特に、感染症にかかった場合には医師の指示に従ってください。

※ 感染症によっては、出席停止期間がありますので、意見書（医師記入）もしくは登園届（保護者記入）が必要です。

エ 保育中の発熱やいつもと様子が違う場合には、保護者に様子をお伝えします。

（37.5度を越える熱があり、元気がなく、食欲がない等、全身状態が不良の場合、お迎えをお願いすることがあります。）

オ 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、担任にお知らせください。

(3) 予防接種後の登園について

接種後は副反応が現われることがあるため、原則は園をお休みする日または降園後の予防接種をお願いします。

(4) 与薬に対する基本姿勢

急性の病気では、本来保護者による日常的な看護が必要で、保育園にいる間に薬を服用しなければならぬ状態は登園にふさわしくないものとします。従って、いわゆる『かぜ薬』と称される薬、すなわちせきや鼻水、下痢など、急性疾患に対する薬は、抗生物質も含めて園での与薬の対象にはなりません。

ただし、保護者は、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬することが必要であると医師が判断する薬に限り、保護者が記載した「与薬依頼書」に「主治医意見書」を添え、与薬を依頼することができます。塗り薬などの外用薬については、医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある場合のみ許可することとし、市販の一般薬は原則として認めません。

以上、日本保育園保健協議会の平成 12 年 9 月の統一見解に基づき、上記のとおり基本姿勢を定めています。

(5) 感染症対策について

感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

ア 感染罹患児の登園基準の明確化

イ 排泄にかかわる衛生の徹底

ウ 環境整備

エ 食中毒の予防

- オ 予防接種状況を把握
- カ 園児に対する健康教育

(6) 登園を控えていただく事例（「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省））

当園では、病児保育の機能がないため、感染症まん延防止のためにも、次の事例におきましては、厚生労働省が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市が定める「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン（横浜市）」に沿い、登園を控えていただきます。

ア 発熱時*発熱期間と同日の回復期間が必要

(ア) 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていない

(イ) 24 時間以内に解熱剤を使用している

(ウ) 24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた

* 1 歳以下の乳児の場合（上記にプラスして）・平熱より 1℃以上高いとき（38℃以上あるとき）

イ 下痢時

(ア) 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある

(イ) 食事や水分を摂ると下痢がある（1 日 4 回以上の下痢）

(ウ) 下痢に伴い、体温がいつもより高めである

(エ) 朝、排尿がない・機嫌が悪く、元気がない

(オ) 顔色が悪くぐったりしている

ウ 嘔吐の時

(ア) 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある

(イ) 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである

(ウ) 食欲がなく、水分をほしがらない

(エ) 機嫌が悪く、元気がない

(オ) 顔色が悪くぐったりしている

エ 咳の時*前日に発熱がなくても

(ア) 夜間しばしば咳のために起きる

(イ) 喘鳴や呼吸困難がある

(ウ) 呼吸が速い

(エ) 37.5℃以上の熱を伴っている

(オ) 元気がなく機嫌が悪い

(カ) 食欲がなく昼食・水分が摂れない

(キ) 少し動いただけで咳がでる

オ 発しんの時

(ア) 発熱とともに発しんのあるとき

(イ) 今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるように指示されたとき

(ウ) 口内炎のため食事や水分が摂れないとき

(エ) とびひ（患部が広がり覆えないとき）

(7) アタマジラミの駆除協力について

アタマジラミは、季節に関係なく、また、清潔にしているでも発生します。

アタマジラミは、帽子や衣類を介して感染するものであり、かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気をつけて見てください。

保育園でアタマジラミを見つけたら、集団感染を防ぐため、園内に周知します。その際、アタマジラミが収束するまでの間、毎日布団カバーなどを交換していただくことをお願いしています。（布団カバーは洗濯後、アイロンをかけ、熱処理をしてください。）

また、子どもの状態によっては、お休みしていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(8) 治癒後登園の際に「意見書(医師記入)」が必要となる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としています。

(9) 治癒後登園の際に医師の診断を受け、「登園届(保護者記入)」が必要となる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあっては、3日を経過するまで)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としています。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、医師記入欄のある専用の登園届様式となりますのでご注意ください。

(10) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応

子ども本人又は同居家族が新型コロナウイルスに罹患した際は、必ず保育園にお知らせください。保育園は、クラス内で罹患者が発生したことを全保護者に周知する等、その時々横浜市が認可保育園に通知している措置を行いますのでご協力をお願いします。

(11) 完治するまで、または医師の許可が出るまでは出席停止の感染症

ジフテリア・ペスト・ポリオ・ラッサ熱・エボラ・アポロ熱・コレラ・赤痢・腸チフス・パラチフス等

(12) 送迎者または同居家族が意見書あるいは登園届が必要となる感染症に罹患したときの登降園方法

感染症に罹患した保護者、きょうだい児が登降園に付き添う場合
○正門での受入れ引渡しを行います。

上記取組みにあたり、園児のみならず同居のご家族が「登園許可証明書」あるいは「登園届」が必要となる疾患にかかった場合も園にご連絡くださるようお願いします。

なお、「お腹の風邪」や「胃腸炎」等と診断された場合も、上記と同様の対応とし、「登園届」の提出をお願いします。

また、当該期間は可能であれば、9:00-16:00の保育利用のご協力をお願いします。

(13) 怪我をしたとき

保育園では日頃から細心の注意を払い怪我防止に努めています。万一怪我をした場合は、応急対応・連絡・報告など職員全員が適切に対応できるよう次のようにしています。

ア 受診した方がよいと判断したとき

(ア) 保護者に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。

※その場合、希望する病院があればお知らせください。

(イ) 保護者にも、できるだけ病院へ来ていただきたいと思います。

(ウ) 緊急の場合は、救急車対応といたします。

(エ) 外見上には変化がないのに痛がっていたりするなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合には、大事をとって受診します。

★ 保育園が園児受診に付き添う場合、保護者はいずれかのご対応をお願いします。

① 当該医療機関にマイナ保険証を持って来ていただき、受診に同伴していただく

② 後日、保護者がマイナ保険証を持って当該医療機関に行き、返金手続きをしていただく

イ 受診の必要はないと判断したとき

(ア) 怪我の状況（軽症）により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当をします。

(イ) 保護者への連絡は、お迎えのときに怪我をした状況やその処置などお伝えします。

(14) 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	宇南山小児科医院
医 院 長 名	宇南山 貴男
所 在 地	横浜市南区永田北3-36-5
電 話 番 号	045-714-1036

(15) 委託歯科医

次の医療機関（歯科）と委託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	たけなが歯科クリニック
医 院 長 名	竹長 博史
所 在 地	横浜市戸塚区平戸494-2 EGNハイツ1F
電 話 番 号	045-828-1800

(16) 子どもの健康状態の急変における対応

子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

7 非常時の対応

(1) 保育時間中に大きな災害が発生した場合

ア 原則的には保育園で迎えをお待ちしています。

イ 園の状況や今後の対応などの連絡等には情報伝達ツール「ルクミー」及び「マチコミ」を用いて、メール配信を行います。なお、災害の状況によっては、保護者へ連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所(地域防災拠点)・広域避難場所に移動することがあります。この場合は、保育園の入り口に掲示するとともにホームページ及びX(エックス)でも情報提供を行っていきます。(トップページから「緊急時Twitter&LINE@」をクリックし、情報を確認してください。)

ウ 園児の引渡しは、家庭連絡票の裏面「園児引取確認票」にて届け出ている方に限りますので、同居家族以外の方の記入もお願いします。引き取りの際、引取人には所定の用紙に必要事項を記入していただき、確認の上、引渡しを行います。

(2) 大規模地震発生時の注意情報及び警戒宣言が発令された場合

ア 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」となります。

イ 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者のお迎えをお願いします。

ウ やむを得ず、お迎えが遅れる方の園児は、保育園でお預かりします。

(3) 風水害における気象警報等が発令されている場合

ア 気象警報等が発令されている時の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雨・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休(完全運休)の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
休園 在園児がいる場合は避難行動をとります。	園から登園自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いいたします。

イ 交通機関の計画運休等に伴い、保育士の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ、登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。

ウ 保育所等において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。休園とする場合は、施設から保護者の皆様へご連絡を行います。

(4) 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	六つ川西小学校
広域避難場所	こども医療センター一帯

(5) 不審者侵入等の事件防止と対応

ア 園児の安全確保を第一に、日頃から防犯訓練を実施しています。

イ 定期的な園舎の見回りをはじめ、それぞれ区の警察署とも連携して情報交換やパトロールをお願いしています。

ウ 保護者に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。万一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。

(6) 避難訓練

ア 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。

イ 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させ、毎月1回、地震・火災を想定した訓練を行います。

ウ 消防署と連携して子どもにも分かりやすい防災訓練を行います。

8 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	氏名 園長 小尾 典孝 電話番号 045-824-4151 (六ツ川西保育園)	
相談・苦情受付担当者	氏名 主任保育士 高木 洋子 主任保育士 笹原 稔 電話番号 045-824-4151 (六ツ川西保育園)	
第三者委員	荒木 由美子	電話番号 045-721-5555
	大山 直人	電話番号 045-251-1027

※ 意見・苦情は、開園時間内において随時受け付けます。直接、上記担当者に申し出るか、玄関の入り口に設置してある「意見箱」にご意見・苦情をお寄せください（匿名可）。

※ 当園への苦情は遠慮なく、上記担当者にお申立てください。双方のやりとりがなく、一方的な解釈のまま、不特定多数が閲覧できる SNS に苦情を載せることはお控えください。

9 保育時間と利用料金

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

13

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分まで 夕：午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分まで ※土曜日は「夕」の延長保育はなし

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 8 時 00 分まで ※土曜日の「夕」延長保育は午後 6 時 30 分まで

(4) ならし保育

当園では、入園間もない園児が園に慣れるための配慮として、「ならし保育」を行っています。「ならし保育」の日数や時間帯は、ご家庭の就労状況に応じて無理のないように保護者と相談の上、決めていきますが、目安につきましては次の表のとおりとなります。

	0歳児～3歳児クラス	4歳児・5歳児クラス
1日目	午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分まで	
2日目	午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで ・給食を食べる	午前 8 時 30 分から午後 3 時 00 分まで ・給食を食べる ・午睡をする
3日目	午前 8 時 30 分から午後 3 時 00 分まで ・給食を食べる ・午睡をする	平常保育
4日目	平常保育	

※ 休職中・求職中の方は一週間を目安といたします。

(5) 利用料金

ア 利用料金一覧表

利用料(利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：全ての市民税非課税世帯を対象に無償																										
2号認定こどもに係る給食費	主食費 月額 1,600円 副食費 月額 4,900円																										
延長保育料	<p>(1) 延長保育料額 (月額)</p> <p>ア 単価</p> <table border="1"> <tr> <td>基本単価</td> <td>30分あたり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>10日以内利用</td> <td>30分あたり</td> <td>850円</td> </tr> </table> <p>※30分単位で算定します。</p> <p>イ きょうだい児減免</p> <table border="1"> <tr> <td>第2子</td> <td>50%減免</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>100%減免</td> </tr> </table> <p>※保育料と同じきょうだい区分を適用します。 ※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。</p> <p>ウ AB階層減免</p> <table border="1"> <tr> <td>AB階層</td> <td>50%減免</td> </tr> </table> <p>※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。</p> <p>(2) 延長保育 間食代・夕食代 (月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">間食代</th> </tr> <tr> <th>11日以上</th> <th>10日以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AB階層</td> <td>1,300円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>CDE階層</td> <td>2,600円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 開園時間外保育料額</p> <p>ア 単価</p> <table border="1"> <tr> <td>基本単価</td> <td>30分あたり</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>※30分単位で算定します。 ※開園時間内での送迎が原則となります。</p>	基本単価	30分あたり	1,700円	10日以内利用	30分あたり	850円	第2子	50%減免	第3子	100%減免	AB階層	50%減免		間食代		11日以上	10日以内	AB階層	1,300円	650円	CDE階層	2,600円	1,300円	基本単価	30分あたり	5,000円
基本単価	30分あたり	1,700円																									
10日以内利用	30分あたり	850円																									
第2子	50%減免																										
第3子	100%減免																										
AB階層	50%減免																										
	間食代																										
	11日以上	10日以内																									
AB階層	1,300円	650円																									
CDE階層	2,600円	1,300円																									
基本単価	30分あたり	5,000円																									
その他	<p>(1) クラス別カー帽子代 1枚あたり1,200円 (実費額)</p> <p>(2) 寝具リース及び乾燥消毒代 月700円</p> <p>(3) パンツ代 1枚あたり300円</p> <p>(4) 連絡ホーチ 300円程度</p> <p>(5) 教材代 1,000円程度 (3-5歳児クラス※年1回購入)</p> <p>(6) 制作活動道具代 (のり、クレヨン、色鉛筆、はさみ等) 1,500円程度</p> <p>(7) 鍵盤ハーモニカ吹口代 500円程度</p> <p>(8) 園外保育バス代 3,000円程度</p> <p>(9) 保育参加時保護者給食代 1食あたり375円</p> <p>(10) 体操教室参加費 (3~5歳クラス) 月額1,300円</p> <p>(11) 紙おむツサブサービス (0~2歳クラス希望者) 月額1,800円</p> <p>(12) 紙おむツ (サブサービス未加入者) 500円 (Mサイズ 10枚・Lサイズ 8枚・ビッグ 6枚) ※「紙おむツ」については、サブサービス未加入者の控えのおむツが不足した場合、園にて補充いたしますが、2歳児クラスまでは月1回に限り料金を徴収いたしません。</p> <p>(13) 食事前エプロン拭きタオルのサブサービス (2歳児クラス9月末まで) 月額600円</p>																										

延長保育を利用するにあたってのルール

A 18:30以降の延長保育は必ず間食とセットになります。

B 18:30以降のお迎えは事務所側玄関からお入りください。

使用済み紙オムツの処分について

使用済み紙オムツは、保育園で処分いたします。なお、紙オムツサブサービスへの加入如何に関わらず、紙オムツの処分に係る費用は徴収しません。

(6) 支払方法

保護者が居住する市町村に支払う保育利用料以外につきましては、直接、次の方法により、六ツ川西保育園にお支払いいただくこととなります。

ア サブスクリプションによる代金回収サービスによるご指定口座からの引落とし

※前月分の主食代、副食代、延長保育料の他、寝具リース及び乾燥消毒代の年間使用料などを26日にご指定の銀行口座から引き落とします。

イ 現金支払い

※上記以外の料金をその都度請求させていただき、現金にてお支払いいただきます。

10 個人情報及び肖像権の取扱いについて

当園の利用に際し、ご提出いただいた園児及び保護者等の個人情報の管理に適切な安全対策を講じるものとします。

つきましては、運営管理上、保護者の方から提供していただく個人情報や園で撮影した静止画及び動画について、次のとおり取り扱うものといたします。

(1) 利用目的

当園は、利用をご希望される園児および保護者の氏名、年齢、住所、連絡先他、個人を認識できる情報や、保護者の勤務先、園児の出生後の発達の状態に関する情報を取得しますが、取得の目的は、利用申し込み手続き、緊急連絡、園児の健康管理、保育事業の運営管理等に利用し、それ以外の目的での利用はいたしません。

(2) 提供

当園は、法令で定める場合（所轄官庁への運営状況の報告、警察への捜査協力、園児の生命・身体に関わる緊急・重大な場合など）を除き、取得した個人情報を利用目的の範囲を超えて、その情報を第三者へ提供することはありません。

(3) 個人情報の管理

当園で取得した園児及び保護者の個人情報につきましては、当園にて管理いたします。

なお、卒園・転園をされたお子さまの個人情報については法令等に定める期間を保存したのち、当園で責任をもって廃棄いたします。

(4) ご家庭での個人情報管理

園生活での静止画・動画を撮影することについては、ご家庭で鑑賞する事のみを目的とし、自分のお子さん以外の人物が写っている静止画・動画を不特定多数の人が閲覧できるものへの投稿はもちろん、いかなる他者への譲渡・閲覧を禁じさせていただきます。また、他児の様子などを、ご家庭以外において口頭でお話いただくこともお控えください。

上記が守られないときは、当園から静止画・動画を提供することを中止するとともに、この件に関するトラブルについて、当園は責任を負いません。

(5) 肖像権使用について

当園では、各種行事・保育活動中に撮影した静止画データを、おたより等へ掲載を行います。また、動画データを記録媒体に保管し、保護者内で回覧、あるいは、youtube（限定公開）などで配信する場合があります。

(6) 個人的な写真撮影及びビデオ撮影について

当園では、個人的な撮影は禁止となっています。ただし、運動会やお楽しみ会等の行事では、撮影可としますが、前々項で触れた「ご家庭での個人情報管理」を順守してください。

また、保護者会では、園行事などを専門業者に撮影依頼し、希望者が写真を購入できることとなっておりますので、そのことを予めご承知おきください。

11 緊急時の連絡手段

(1) 六ツ川西保育園 緊急配信メールについて

緊急時の連絡等には情報伝達ツール「ルクミー」及び「マチコミ」を用いて、メール配信を行いますので、園にて配布する案内文に従って登録してください。

また、災害時に「ルクミー」または「マチコミ」のサーバがダウンする等の情報伝達不備に備え、通信可能なメールアドレスを教えていただく場合があります。

(2) 非常用携帯電話について

台風時など停電になった場合に園の固定電話及びFAXが機能しなくなりますので、その際、園への連絡は次の携帯電話あてにお願いします。

お約束として、災害等による停電などで園の固定電話が通話不能と見込まれる際にご使用ください

六ツ川西保育園携帯電話(非常用)

080-3704-4151



12 横浜市保育所児童要録について

当園では、認可保育所の義務として、進学先の小学校等における子どもの理解を助け、円滑な接続を図り、子どもの育ちを支えるために、進学先の小学校等に対し、横浜市保育所児童要録の送付を含め、子どもの情報を提供します。

13 その他

ア 車での送迎は、別途配布する注意事項に従ってください。

イ 他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。

ウ 園駐車場等に駐車されたときの盗難、事故等の責任を園が負うことはありません。

14 カスタマーハラスメントに関する方針

当法人では、令和7年1月に次のとおり「カスタマーハラスメントに関する方針」を定めました。

カスタマーハラスメントに関する方針

社会福祉法人すぎのこ福祉会

当方針を策定した背景

当法人は「すべては子どもたちとその未来のために」との理念のもとに、運営する各園の所在地域の方々からの協力を仰ぎながら、保護者の皆様と連携し、子どもたちがその子らしく伸び伸びと育てる環境づくりを第一義として保育活動を進めています。

有り難いことに、その理念を多くの方々にご理解くださり、保護者の皆様のみならず地域の皆様と共に子どもたちの成長を見守り、ともに喜びあえる関係を築かせていただいておりますことは、保育園運営の原動力であると同時に、大きな喜びでもあります。

しかし、昨今は大変残念なことに、改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）に則って客観視した際、ハラスメントと断定されるような言動をとられる保護者様が、一部見受けられることも事実です。

ハラスメント行為は、私たちが第一義とする保育活動にとって大きな障害となるだけでなく、職員個人の尊厳を傷つけるものであり、子どもたちのための保育活動とそれを支える職員を守っていくにあたって、当法人は下記のように方針を定めさせていただきました。

繰り返しになりますが、すぎのこ福祉会の各園では保護者の皆様と共に法人理念の実現を目指し、常に良好な関係を築くための努力を惜しまず、日々の園運営に努めてまいります。今回の方針をご理解いただき、今後ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

カスタマーハラスメントの定義

- 1 身体的な攻撃
 - ・ 職員に向かって物を投げたり、突き飛ばしたりする
- 2 精神的な攻撃
 - ・ 人格や能力を否定するような言動
 - ・ 侮辱的な言動
 - ・ 長時間にわたる面談や電話による必要以上の拘束
 - ・ 何度も同じ内容で激しく叱責する
 - ・ 他者の前で大きな声で威圧的な叱責を繰り返す
 - ・ 事実ではない事柄や、事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散する
- 3 過大な要求、妥当性を欠く要求
 - ・ 当法人（保育園）が提供できない、あるいは妥当性を欠く内容を要求する
- 4 個の侵害
 - ・ 保育園職員および保育園に係る関係者のプライベート情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとする
- 5 その他
 - ・ 上記各項目に類似する行為、または上記以外においても、社会通念上、ハラスメントとされる行為

カスタマーハラスメントが発生した際の対応

当法人では、経営する各園にて、ハラスメントとみられるような事象が発生した場合、事実確認を行い、関係機関（顧問弁護士、行政所管課、警察等）との連携により、ハラスメントか否かの判定を行います。

ハラスメントと認定した場合、当法人は当該者に対して、毅然とした態度を取らせていただき、ハラスメントを受けた職員の精神的、肉体的被害を鑑みたくて対処いたします。

最後に

冒頭にも記載しましたが、法人理念である「すべては子どもたちとその未来のために」を実現し、子どもがその子らしく伸び伸びと育っていくための保育活動を実践するためには、職員の就労環境が大事であり、保護者の皆様一人ひとりとの信頼関係がとても重要となります。

職員の就労環境や保護者の皆様との信頼関係が職員の力となり、モチベーションとなり、一緒に時を過ごす子ども達の良い環境にも繋がっていきます。

保護者の皆様におかれましても、是非、上記を踏まえ、我々と良い関係を築かせていただき、我々自身が子ども達一人ひとりにとって良い環境となれるようお力添えをいただけたらと切に願う次第です。

<意見書（医師記入）>

意見書（医師記入）

六ツ川西保育園園長 殿

入所児童氏名 _____

_____年 _____月 _____日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	結核

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____年 _____月 _____日から登園可能と判断します。

_____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。

意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

<登園届（保護者記入）>（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別の用紙です）

登園届（保護者記入）

六ツ川西保育園園長 殿

入所児童名 _____

_____年 _____月 _____日生

（病名） （該当疾患にをお願いします）

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹

（医療機関名） _____（ _____年 _____月 _____日

受診）において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____年 _____月 _____日より登園いたします。

_____年 _____月 _____日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

<登園届 (保護者記入) >

登園届【インフルエンザ専用】 (保護者記入)

(園名)

六ツ川西保育園 _____ 殿

入所児童名 _____

下記発症日 (0日) から5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過し、集団生活に支障がない状態になったため、年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 _____

<経過記録表>

発症日※	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
最高体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※ 医師が下記で記載した発症日を「0日目」とします。

※保護者の皆さまへ

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

----- 以下、医師記入欄 -----

当院で受診し、インフルエンザに感染しているものと診断しました。

発症日 (発熱を認めた日) : 年 月 日

年 月 日 (→受診日=診断日)

医療機関名 _____

医師名 _____

※医療機関の皆さまへ

保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

<登園届（保護者記入）>

登園届【新型コロナウイルス感染症専用】（保護者記入）

（園名）

六ツ川西保育園 _____ 殿

入所児童名 _____

年 月 日に< 医療機関での診断・自宅等での検査キットによる検査 >により、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快※した後1日を経過していること」をみたし、集団生活に支障がない状態になったため、年 月 日より登園いたします。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

年 月 日

保護者名 _____

<経過記録表>

発症日※1	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状の有無※2	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり

※1 症状が出てきた日（無症状の場合は陽性確認日）を「0日目」とします。

※2 発熱、激しい咳やのどの痛み、強い倦怠感などの症状の有無

※保護者の皆さまへ

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

なお、未受診の場合は、医師記入欄は空欄で構いません。

----- 以下、医師記入欄 -----

当院で受診し、新型コロナウイルスに感染しているものと診断しました。

発 症 日： 年 月 日

年 月 日（→診断日）

医療機関名 _____

医師名 _____

※医療機関の皆さまへ

保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。